

日医FAX ニュース



日医FAXニュース
編集・発行：日本医師会 (03-3946-2121)

■ 後期高齢者2割負担、配慮の仕組み要望

— 中川会長 —

中川俊男会長は12月16日の会見で、15日に閣議決定された「全世代型社会保障改革の方針」について「日医の意見を踏まえたものとなった」と見解を示した。後期高齢者の自己負担割合については「われわれの思いとは少し離れているものの、高齢者の負担に配慮した仕組みになるよう、できるだけの要望を引き続きしていきたい」と述べた。受診抑制が進むことがないような工夫が必要だと強調した。

改革の方針では後期高齢者の自己負担について、課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上の場合、窓口負担割合を2割にするとした。日医は当初、介護保険で3割負担となる現役並み所得の年金収入等340万円という数字を現実的な着地点として掲げていた。中川会長は「日医は2割負担となる対象者の範囲を狭めるよう求めてきた」とし、方針の内容について「われわれの思いとは少し離れている」と表現した。併せて、窓口負担が増加しても医療機関の収入は変わらないため

「国は責任を持って国民に丁寧に説明し、周知していただきたい」と要請した。

紹介状なしで外来受診した患者に定額負担を求める病院の対象範囲拡大は「医療提供体制の改革において、地域の実情に応じて明確化される『紹介患者への外来を基本とする医療機関』のうち一般病床200床以上の病院にも対象範囲を拡大する」とされた。中川会長は「紹介患者への外来を基本とする医療機関」は今後、厚生労働省の審議会等で議論されることになるとし、「病院団体ともしっかりと連携し、地域医療に混乱をもたらさないように取り組んでいきたい」とした。再診時の定額負担徴収の強化も必要とし、「実効性を担保していただきたい」と求めた。

不妊治療への保険適用は「来年夏ごろまでに学会のガイドラインを完成させた後、来年いっぱい中医協で議論されることになっている。今後しっかりと議論していきたい」と述べた。

今後の社会保障制度の議論には「財政面から保険給付を狭めるような議論ではなく、いかに国民の健康を守るかという視点からの議論をしていただきたい」と注文を付けた。

●薬価改定財源「中間年に診療報酬加算を」

中川会長は全世代型社会保障とは別に、2021年度の薬価改定にも言及した。薬剤は診察等と不可分一体だとあらためて主張し、「その財源を切り分けることは不適當だ」と指摘した。「コロナ禍の現状で、国民の生命を守るために最前線で活動する医療機関支援の原資とするなど、診療報酬上で中間年に加算をし、医療費財源に充てるべきだ」と主張した。

【メディファクス】

■ 「コロナに年末年始はない」

— 中川会長、GoTo停止は評価 —

中川俊男会長は12月16日の会見で、感染拡大が続いている新型コロナウイルス感染症について「新型コロナに年末年始はない」と強調し、感染防止対策の徹底をあらためて呼び掛けた。政府がGo To トラベルの一時停止を決めたことは「総理が経済対策とのバランスに苦慮されつつ、一時停止という結論を出されたことに対して、ご英断いただいたとして率直に評価したい」と述べた。

同感染症の発生から約1年が経過し、「現場の医師、看護師ら医療従事者の心身の疲弊はピークに達している」と懸念を示した。一方、全国の医療機関は国民の生命と健康を守るために年末年始の医療提供体制を整えていると説明し、感染防止に協力を求めた。「危機はみなさんの行動によって乗り切ることが必ずできる」と述べ、「今年は静かなクリスマス、サイレントナイトでお願いしたい」と要請した。今年を象徴する一字を問われると「命」を掲げ、「全国の医療従事者が命懸けで国民の命を守っている。国民は命についてあらためて考え直すきっかけになったのではないかと述べた。

14日に菅義偉首相と国立国際医療研究センターを視察したことについては、菅首相と会談した際に要請し、実現したものと明らかにした。「新型コロナ対応に日々ご尽力いただいていることに感謝を申し上げた。菅総理は国としてできる限りの支援を行うという考えをあらためて明確に表明された」と成果を示した。Go To トラベル停止の効果について

は「移動の制限は一定程度の効果があると思っている」と期待を示した。

中川会長は、日医として地域医師会による情報発信を後押しする考えも示した。新型コロナの流行後、日医だけでなく地域医師会も会見を開き、医療の窮状と感染防止対策の徹底を呼び掛けている。「今後は地域医師会から住民に対して、地域の感染状況や現場の生の声、呼び掛けなどを地元のマスメディアやSNSなどを通じて積極的に発信していくことを計画している」とした。

●小児への特例対応、算定の注意点を解説

松本吉郎常任理事は、14日の中医協総会で新型コロナウイルスに関する特例的な対応として了承された「外来における小児診療等に係る評価」などについて「ようやくという感はあるが、一定の評価ができる」と述べた。事務連絡が発出された時点から算定可能であることや、小児科以外の診療科でも算定できるなどの注意点を説明した。

併せて、新型コロナの流行で失業や労災認定、自殺が増加しているとデータを示し、「感染拡大を減らすことが最大の経済対策につながる」とあらためて強調した。医療、介護現場をはじめ、労働者が健康的に働き続けられる産業保健体制を行政と職場が共同で構築する必要があるとした。【メディファクス】

■ 6歳未満の外来など、特例評価

— 厚労省事務連絡 —

厚生労働省保険局医療課は12月15日付で、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その31)」を

地方厚生局などに事務連絡した。小児（6歳未満の乳幼児）の外来診療で「特に必要な感染予防策」を講じて診療した場合、初再診にかかわらず医科で100点を算定できることなどを記載した。同日付で適用する。

事務連絡の内容は、14日に持ち回りで開いた中医協総会です承された。「当面、2020年度中（21年2月診療分）までの措置とし、21年度（同年3月診療分以降）の取り扱いは同年度予算編成過程において検討する」とした。

小児の外来診療では特に手厚い感染症対策が必要となるため、6歳未満の乳幼児の外来診療に対し医科100点、歯科55点、調剤12点をそれぞれ算定可能とした。患者または家族などに対し、院内感染防止の対応をしていると「十分に説明し、同意を得ること」と明記した。

また、同感染症から回復後も引き続き入院管理が必要が患者を受け入れた医療機関に対し、必要な感染予防策を講じることへの評価として、二類感染症患者入院診療加算（250点）の3倍に当たる750点を算定可能とした。患者または家族に対し、十分な説明を求めた。

●電話・オンライン診療では「算定できず」

事務連絡には、Q&A形式の別添資料も付けた。今回の臨時的な取り扱いには感染予防策を講じて実施された診療を評価するものだとし、電話やオンラインによる診療や服薬指導は「算定できない」ことを明確化した。

「特に必要な感染予防策」の考え方については、「小児の外来診療における新型コロナウイルス感染症2019（COVID-19）診療指針・第1版（小児COVID-19合同学会ワーキンググループ）」を参考にした院内感染防止対策を求め

た。

同感染症から回復した患者の受け入れでは、傷病名に同感染症の記載がない場合でも「算定できる」と明記。その場合には、診療報酬明細書の摘要欄に同感染症から回復した患者であることを記載するとした。

同感染症に伴う安静による廃用症候群の場合でも、要件を満たせば廃用症候群リハビリテーション料も「算定できる」とした。

【メディファクス】

■ 不妊治療の保険適用、22年に決定

— 全世代型社保 —

政府の全世代型社会保障検討会議12月は14日に取りまとめた最終報告で、不妊治療の保険適用に向けた工程表を示した。具体的には、2021年の夏ごろから中医協での議論を開始し、22年の年明けに保険適用の方針を決定としている。22年4月から不妊治療への保険適用を実施したい考えだ。菅義偉首相は会合で「長年の課題だった少子化対策に真正面から取り組み、大きく前に進める」との考えを述べた。

最終報告には、子どもを持ちたいという人々の気持ちに寄り添い「不妊治療への保険適用を早急に実現する」と明記。また、保険適用までの間は現行の不妊治療の助成制度について、「所得制限の撤廃や助成額の増額（1回30万円）等、対象拡大を前提に大幅な拡充を行い、経済的負担の軽減を図る」との方針も盛り込んだ。不育症の検査や、がん治療に伴う不妊についても、新たな支援を行うとした。

【メディファクス】